

# CTC未来財団「2023年度授業料補助金」募集要項

## 1. 本補助金の趣旨

生活が困窮して修学継続が困難な状況にあり大学授業料の一部減額を受けている学生に対し、修学の継続支援と授業料の自己負担の軽減を目的に、前期大学授業料の自己負担分に充当する返済不要の補助金を給付するものです。

## 2. 概要

- (1) 採用人数：200名程度
- (2) 給付金額：最大20万円／名（1万円以上、1,000円未満切り捨て）
- (3) 給付方法：2023年12月初旬に本人指定の本人名義の金融機関口座へ振込にて給付

## 3. 応募資格

以下の(1)～(4)のすべてに該当する者とする。

- (1) 前期大学授業料の一部減額を受けていること
- (2) 対象大学の1年次～4年次の学生（4年制の学部・学科に限る。ただし通信教育課程及び夜間学部を除く）であること
- (3) 日本国籍を有していること
- (4) ITを通じて社会に貢献するための勉学に励んでいる学生であること

【重要】応募願書にITに関係する今までの取り組みやITを通じて将来実現したいことなどを具体的に記入していただきます。

AIが作成したり考えたりした文章での応募はできません。

## 4. 応募期間

2023年9月15日(金)～2023年10月14日(土)

## 5. 応募方法

大学窓口に以下の書類一式を揃えてご提出ください。なお、応募は応募資格を持つ本人に限ります。

- ① 「2023年度授業料補助金」願書 (EXCELデータ)
- ② 家族の収入を証明する公的書類 (PDF等の電子データ)

生計維持者全員分の昨年度の総収入がわかる証憑書類（課税証明書等）

※生計維持者の考え方は「応募書類の手引き 資料1」をご覧ください。

※所得証明書等の詳細は「応募書類の手引き 資料2」をご覧ください。

## 6. 選考・給付決定

応募時願書に記載いただいた事項に基づき、当財団の選考委員会を経て、理事会にて給付対象者を決定します。選考結果は、11月8日前後に大学に通知します。

## 7. 個人情報の取り扱い

応募の際に提出いただく個人情報は選考以外には使用いたしません。

## 8. その他

- ・他の奨学金及び給付金等との併用についての制限はありません。
- ・当財団による支援は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- ・提出書類は返却いたしません。
- ・書類提出の問い合わせは大学窓口にご連絡ください。

### 《ご参考①》 給付決定者の手続き

給付決定者には、決定通知後、以下の書類を大学経由でご提出いただきます。

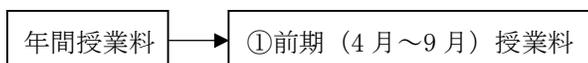
提出期間及び詳細は、決定通知時にご連絡いたします

- (1) 「誓約書」の提出
- (2) 「諸届」の提出
- (3) 「諸届」に記載した給付金振込口座通帳（銀行名、支店名、口座の種類、口座番号がわかるページ）の写し

なお、書類の不足や提出書類に虚偽の記載があった場合には、決定を取り消す場合があります。

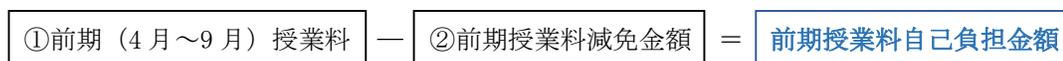
### 《ご参考②》 前期授業料補助金額の計算方法

- (1) 前期（4月～9月）の授業料を算出



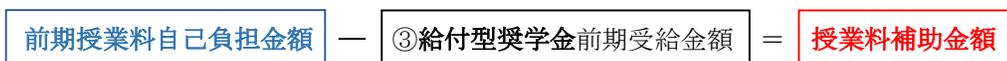
※入学金、施設設備費、実験実習費等を含まない授業料のみの金額

- (2) 前期授業料から前期授業料減免金額を差し引いて前期授業料自己負担金額を算出



※国、自治体、大学等の前期分に相当する減免金額の合計

- (3) 授業料補助金額を算出



※複数の給付型奨学金を受給している場合にはその合計

注1) ①②③共に、年間金額が確定している場合には、1/2を前期相当金額とします。

注2) 貸与型奨学金は、授業料補助金額の計算に含めません。給付型と貸与型の両方の奨学金を受給している場合には、給付型奨学金の受給金額のみを授業料補助金額の算出に考慮します。

### ■問い合わせ先

公益財団法人CTC未来財団 事務局 授業料補助金事業係

〒105-6950 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー

E-mail: [office@mirai-zaidan.or.jp](mailto:office@mirai-zaidan.or.jp)

# CTC未来財団「2023年度授業料補助金」応募書類の手引き

<b>1. 授業料補助金願書について</b>
<b>【全般】</b>
所定の様式を使用し、必要事項を記入してください（EXCEL データに入力のこと）。 ※様式は大学窓口から入手してください。
<b>【e-mail アドレス】</b>
大学から付与された e-mail アドレスを記入してください。 ※e-mail アドレスがない場合には新規に取得してください。 ※迷惑メール等のフィルタリング設定は解除または @mirai-zaidan.or.jp アドレスからのメールを受信できるように設定してください。
<b>【実家住所】</b>
住居区分が実家以外の（現住所が実家住所と異なる）場合は必ず記載してください。
<b>【世帯状況】</b>
同一世帯で生計を一にしている方全てを記入してください（父母、祖父母、兄弟姉妹等）。 生計維持者については、必ず収入欄を記載してください。 生計維持者の考え方については、本「応募書類の手引き資料1」を確認してください。 ※応募者本人についても記入してください。
<b>【奨学金の受給状況】</b>
奨学金を受給している場合には、給付型と貸与型を分けて、その奨学金の名称と 2023 年 4 月から 9 月の 6 か月間に受給した合計金額をそれぞれ記入してください。 貸与型奨学金については、授業料本人負担金額の計算には算入しませんが、奨学金の正確な受給総額を確認するために記入をお願いするものです。
<b>【IT に関係する現在までの取組みや経験】</b>
今までに取組んだ IT に関する活動や経験および学習してきた内容などを具体的に記入してください。学校授業以外の塾やセミナーを通じた学習経験や IT 関連のコンテストへの参加などもあれば記入してください。
<b>【IT を通じて実現したいことや社会に貢献するための現在の活動や学んでいること】</b>
将来、IT を通じて何を実現したいのか、社会にどんな貢献をしたいと考えているのかと共に、そのために現在何を学びあるいはどんな研究をしているのかを具体的に記入してください。大学の教育課程以外のサークル活動、アルバイト、インターン、ボランティア活動などもあれば記入してください。
<b>2. 「収入を証明する書類」について</b>
生計維持者全員の前年の収入を証明する書類（「課税証明書」・「非課税証明書」・「確定申告書控えの写し」等、公的機関発行の収入を証明できる書類のうち、いずれか一点）を提出してください。「収入を証明する書類」の詳細については、本「応募書類の手引き資料2」を確認してください。

**資料 1**

父母共にいる場合	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父母と同居・別居（一人暮らし）</li> <li>・ 父母どちらかまたは両方が海外赴任・単身赴任</li> </ul>	父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
父母が離婚調停中	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あなたが未成年の場合</li> <li>・ あなたが成年の場合</li> </ul>	父母（2名）※親権者は生計維持者となります。 あなたの生活を支援する父または母（1名）
父母が離婚	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父または母（いずれか一方）と同居している</li> <li>・ あなたが未成年で親権のない父または母と同居</li> <li>・ 父母が離婚後、再婚している</li> </ul>	同居する父または母（1名） 父母（2名）※親権者は生計維持者となります。 父または母と再婚相手（2名） ※事実婚も含みます。
父母どちらかまたは両方と死別、または意識不明	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父または母と死別（再婚していない）</li> <li>・ あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父または祖母と生活している</li> <li>・ 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている</li> <li>・ 父または母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない</li> </ul>	父または母（1名） 祖父または祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名 主に支援をしている親族（1名） ※支援者が複数人であっても、主に生計を維持している1名 意思疎通できる父または母（1名） ※意思疎通が出来ない場合は生計維持者に含みません。
あなたが生計維持者となる場合 (独立生計者)	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（または里親に養育されていた）</li> <li>・ あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している</li> </ul>	あなた（1名）

## 資料 2

<p>令和 5 年度の所得証明書 （「課税証明書」・「非課税証明書」・ 「確定申告書控えの写し」等）</p>	<p>*発行場所：市区町村役場（税務署ではありません）</p> <p>*使用目的：給与収入、事業所得、不動産所得等の所得の種類と総額を特定するために使用します。</p> <p>*記載内容：令和 5 年度課税証明書（2022 年（令和 4 年）分の収入・所得が記載されたもの）を添付してください。給与、年金、営業などの総収入、総所得、配偶者控除、扶養者控除などが記載されていることが必要です。 （収入・所得金額の欄が“****”等で目隠しされているものや、課税・非課税のみの証明となっているものは不可とします。）</p> <p>また、無収入や非課税（専業主婦等）の場合でも、収入額が“0”と記載された「最新の非課税証明書」（市区町村役場が発行）を添付してください。</p> <p>*令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日の所得</p> <p>*所得金額</p> <p>（例 1）<u>給与収入金額：1,800,000 円</u>（こちらを記載） 給与所得：1,080,000 円</p> <p>（例 2）<u>営業所得：1,280,000 円</u> （給与収入以外はこちらを記載）</p> <p>*その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・父母がいない場合、申請書に記載した未成年後見人の所得証明を提出してください。</li><li>・「課税証明書」の名称は、市区町村で異なる場合、（例：市民税・県民税証明書）がありますが、所得の種類と金額が記載されている公的証明書であれば、差支えありません。</li></ul>
--	---

# 「2023年度授業料補助金」QA一覧

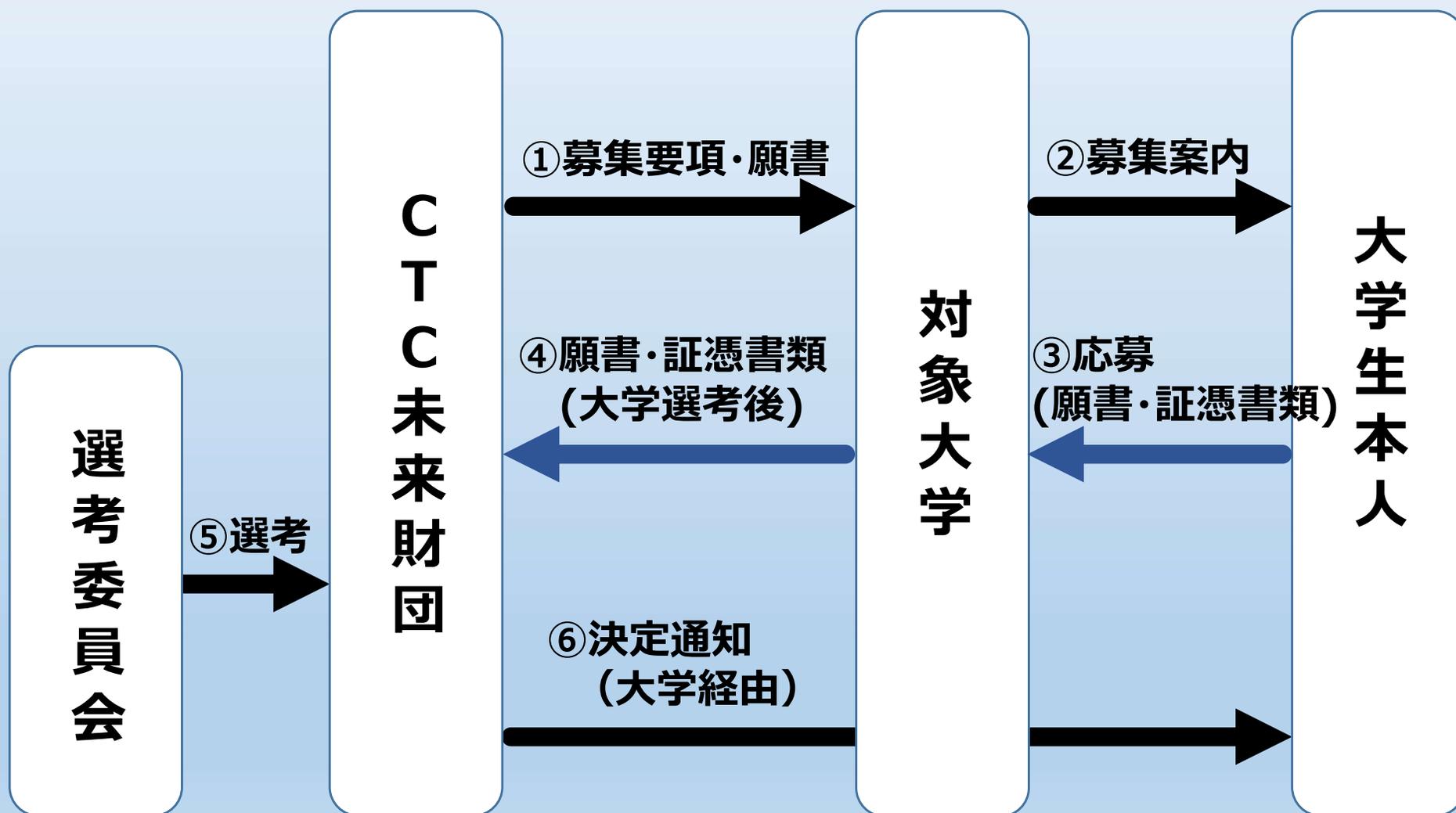
公益財団法人CTC未来財団

	質問	回答
1	<b>減額の考え方について①</b> 大学授業料の一部減額を受けている学生とありますが、大学からの減額他、国からの減額も含まれますか？	高等教育の修学支援新制度による授業料免除や大学独自の支援制度、災害支援及びその他団体からの奨学金等、複数の支援を受けている場合は、その合計金額を減免額とお考えください。
2	<b>減額の考え方について②</b> 奨学金には給付型と貸与型がありますが、授業料補助金額の計算に算入する奨学金はどちらのタイプでしょうか？	授業料補助金額の計算には『給付型奨学金』の受給金額のみ算入します。 前期に受給した『給付型奨学金』の合計金額を差し引き、授業料補助金額を算出してください。
3	<b>減額の考え方について③</b> 願書の大学記入欄の「【前期】授業料減免額」欄に記入する金額は高等教育の修学支援新制度による授業料免除等の金額でいいのでしょうか？	前期（4月～9月）に該当する上記質問1の減免額の合計金額をご記入してください。
4	<b>対象となる学生について①</b> 授業料が一部免除の学生が申請の対象となり、全額免除となった学生や免除不許可の学生は対象にならないということでしょうか？	2023年度の前期授業料が一部免除となり、給付型奨学金受給金額を差し引いて、なお自己負担がある学生のみが対象となりますので、全額免除や免除不許可の学生は対象外となります。
5	<b>対象となる学生について②</b> 授業料の減額は受けていないが奨学金を受給している学生は対象でしょうか？	授業料の減額を受けている学生を対象としていますので、奨学金を受給していても、授業料の減額がない学生は対象外となります。
6	<b>対象となる学生について③</b> 外国籍ですが、在留資格が「永住者」の学生で国による高等教育の修学支援新制度で授業料減免を受けている学生は対象になりますか？	日本国籍を有している学生を対象としておりますので、高等教育の修学支援新制度が適用されている学生でも日本国籍を有していない学生は対象外となります。
7	<b>対象となる学年について</b> ①6年制の学科がある大学ですが4年制の学科のみが対象ですか？ ②大学院生は対象となりますか？ ③病気による休学等により標準修業年限を超えている学生でも対象となりますか？	①学部・学科の制限は設けていませんが、対象は4年制の学部・学科の1年生～4年生の学生です。 ②大学院生は対象外です。 ③1年生～4年生であれば応募可能です。

8	<p><b>在籍する学部・学科について</b> 理系をイメージしますが、文系（IT関連学部以外）でも応募可能ですか？ また、有利・不利はありますか？</p>	<p>学部・学科の制限は設けていません。 また、学部・学科による有利・不利はありません。 学部・学科に関係なく、応募要領（応募資格(4)）に記載の通り、ITを通じて社会に貢献するための勉学に励んでいる学生を募集しています。</p>
9	<p><b>応募資格(4)「ITを通じて・・・」の考え方について</b> 応募資格(4)にある「ITを通じて社会に貢献するための勉学」の対象を教えてください。</p>	<p>将来、ITを通じて社会に貢献するため、ITを通じて実現したいことのために、現在何を学んでいるかを願書に具体的に記入してください。大学の教育課程以外の活動を記入していただいても構いません。 応募書類の手引きもご参照ください。</p>
10	<p><b>提出書類について</b> ①成績証明の提出が不要とありますが学生の成績は選考に影響はありますか？ ②提出書類（願書、証憑書類）はクラウドストレージへの保存の他、原本の提出も必要でしょうか？ ③期限内に全ての書類の提出が出来ない場合、猶予はしていただけるのでしょうか？</p>	<p>①成績は選考に影響しません。 ②原本の提出は不要です。 ③提出書類が期限に間に合わない場合には必ず事前にその旨を弊財団までご連絡ください。ただし、理由によりましてはご要望に添えない場合もあることをご了承ください。</p>

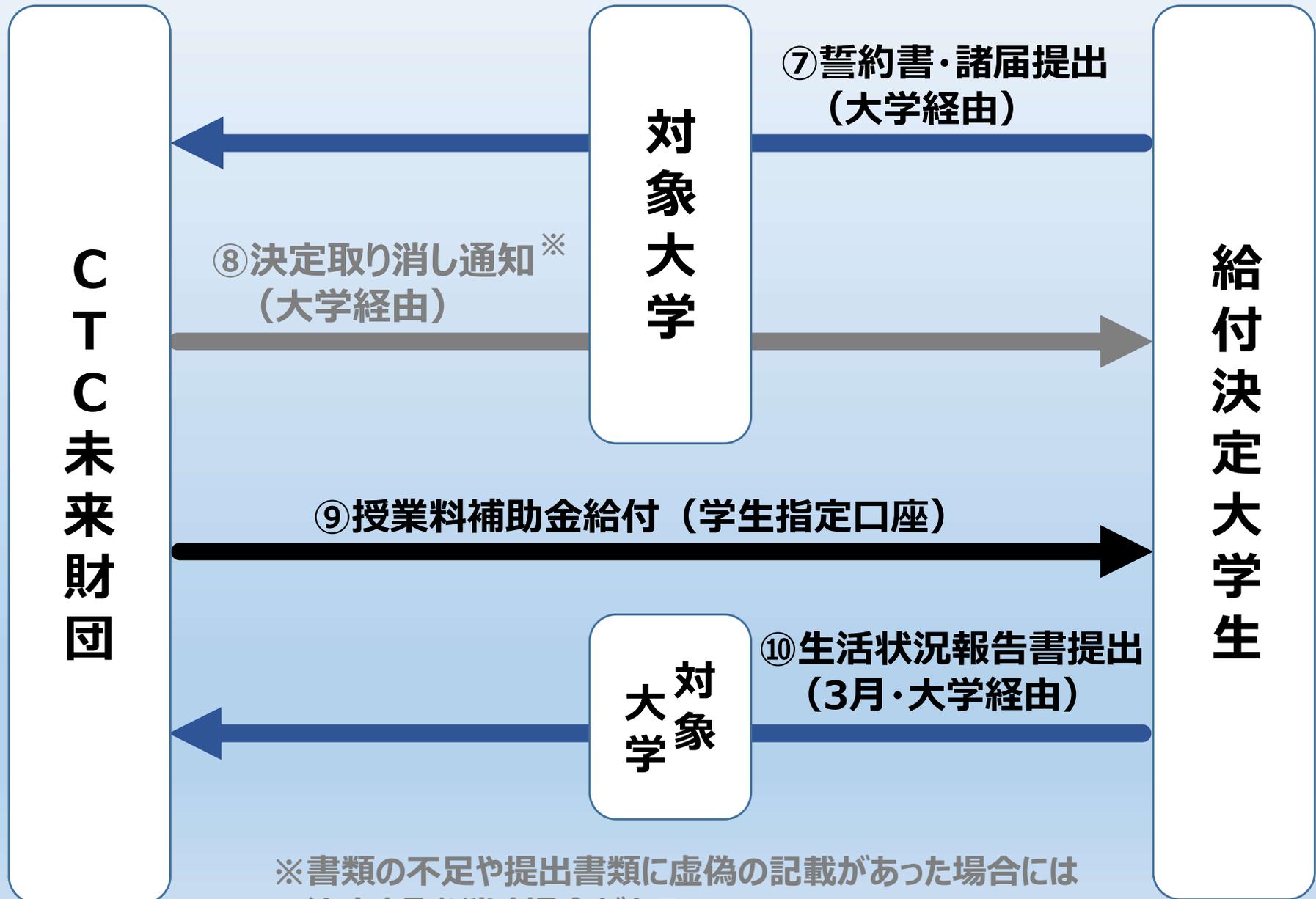
CTC未来財団

# CTC未来財団「2023年度授業料補助金」決定までの流れ



※応募及び選考結果は在學校を經由して本人に通知

# CTC未来財団「2023年度授業料補助金」決定後の流れ



※書類の不足や提出書類に虚偽の記載があった場合には  
決定を取り消す場合がある

## 2023年度 授業料補助金募集対象大学（全70大学）

### 国公立（49大学）

都道府県	大学名
北海道	北海道大学
	帯広畜産大学
岩手	岩手大学
宮城	東北大学
秋田	秋田大学
	国際教養大学
山形	山形大学
茨城	筑波大学
栃木	宇都宮大学
埼玉	埼玉大学
千葉	千葉大学
東京	お茶の水女子大学
	東京大学
	東京都立大学
	東京工業大学
	東京農工大学
	東京外国語大学
	電気通信大学
	東京海洋大学
	一橋大学
神奈川	横浜国立大学
	横浜市立大学
新潟	新潟大学
富山	富山大学
石川	金沢大学

都道府県	大学名
長野	信州大学
岐阜	岐阜大学
愛知	名古屋大学
	名古屋市立大学
	名古屋工業大学
三重	三重大学
京都	京都大学
	京都工芸繊維大学
大阪	大阪大学
	大阪公立大学
兵庫	神戸大学
奈良	奈良女子大学
鳥取	鳥取大学
島根	島根大学
岡山	岡山大学
広島	広島大学
山口	山口大学
徳島	徳島大学
香川	香川大学
愛媛	愛媛大学
福岡	九州大学
熊本	熊本大学
鹿児島	鹿児島大学
沖縄	琉球大学

### 私立（21大学）

都道府県	大学名
東京	慶應義塾大学
	早稲田大学
	東京理科大学
	上智大学
	国際基督教大学
	芝浦工業大学
	中央大学
	立教大学
	明治大学
	青山学院大学
	東洋大学

都道府県	大学名
東京	法政大学
	学習院大学
	津田塾大学
愛知	南山大学
京都	立命館大学
	同志社大学
大阪	関西大学
	近畿大学
兵庫	関西学院大学
大分	立命館アジア太平洋大学

# 個人情報取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人CTC未来財団（以下「この法人」という。）における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程における用語について、以下のとおり定義する。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報）をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。
- (2) 「個人番号」とは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られるコードであつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことをいう。
- (4) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報のことをいう（個人情報保護法2条3項）。
- (5) 「個人データ」とは、提出された書類に基づいて構成された電子データをいう。
- (6) 「保有個人データ」とは、この法人において管理する個人データをいう。
- (7) 「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

### (適用)

第3条 本規定は、理事・評議員・監事・事務局・選考委員、すべての役職員に適用する。

- 2 この法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する

場合には、当該従事者はこの規定を遵守しなければならない。

(個人情報保護方針)

第4条 この法人における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を個人情報保護方針とし、個人情報を適切かつ安全に取り扱いするとともに個人情報等の保護に努めるものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、この法人の事業内容に照らし取得または提供された個人情報を適切に取り扱う。
- (2) 第8条により特定した利用目的のみに利用する。
- (3) 利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはない。

## 第2章 個人情報の取扱い

(管理体制)

第5条 この法人における個人情報取扱いについての総括責任者は代表理事とする。また、個人情報管理責任者は事務局長とする。

(管理原則)

第6条 個人情報は、本規定に従い適切に管理し、取得・利用・保管・返却・破棄されなければならない。

(取得の原則)

第7条 個人情報は、利用目的を特定し、適法かつ構成な手段によってこの法人の業務において必要な範囲内で取得する。

- 2 要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、本人の同意なく取得することならびに第三者へ提供することはない。

(利用目的)

第8条 この法人に提供した資料は、以下の利用目的でのみ利用する。

- (1) 奨学選考
  - ア 学校長推薦書
  - イ 奨学生願書
  - ウ 住民票

- エ 所得を証明する書類
- オ 成績証明書
- カ 在学証明書
- キ 個人情報取り扱いに関する同意書

(2) 奨学金の振込及び書類送付

- ク 誓約書
  - ケ 振込口座届出書
- 2 この法人が取得する個人情報は、本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内で利用しなければならない。
  - 3 助成金の選定に関して、選考時の基本資料に個人情報が含まれる場合は、本規定に従い適切に管理するものとする。

(利用目的の通知・公表)

第9条 個人情報取得にあたり法令に規定されている場合を除き、次の事項を本人に書面又は電磁的方法により通知、または公表する。

- (1) 利用目的
  - (2) 開示等請求の受付窓口
  - (3) 苦情等相談窓口
- 2 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データの第三者提供、共同利用は行っていない。

(保存期間)

第10条 個人データについては、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるよう努め、保存期間経過後または利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去・廃棄するよう努める。

(個人情報の安全管理措置)

第11条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を個人情報取扱に関しての総括責任者のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに関係機関に報告しなければならない。
  - (1) 漏洩した個人情報等の範囲
  - (2) 漏洩先
  - (3) 漏洩した日時
  - (4) その他調査で判明した事実

(委託先の監督)

第12条 個人データの取り扱いを外部に委託する場合は、委託先との機密保持契約に関する事項および前条で定める安全管理措置に関する事項について契約し、適正な管理がおこなわれるよう管理・監督する。

(個人情報の開示・訂正・利用停止)

第13条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加、削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第14条 この法人の個人情報等の取扱いに関する苦情・相談窓口業務は事務局が担当し、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応する。

- 2 個人情報取扱に関する総括責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について総括責任者に報告するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和元年11月29日から施行する。(令和元年11月29日理事会議決)

# 家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	_____学群 _____学類 _____年次																
		_____課程					_____大学院					_____研究群 _____年次						
	学籍番号										性別	男・女	現住所	〒 _____ TEL ( _____ )				
	フリガナ												家族住所	〒 _____ TEL ( _____ )				
氏 名																		
家 族 及 び 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職 期間	勤 務 先 名 称				給与所得の収入 金額 (税込)	給与所得以外の 所得金額						
		父				年					万円	万円						
		母					年					万円	万円					
		父または母 死亡・離別の場合 時期 ( 年 月 ) 理由 ( _____ )																
		主たる家計支持者無職等の場合 時期 ( 年 月 ) 理由 ( _____ )																
							年					万円	万円					
							年					万円	万円					
							年					万円	万円					
							年					万円	万円					
	別 居 者 に ○ 印	就 学 者	続柄	氏 名	年齢	学 校 名	設置者別	学校種別		通学別	控 除 額							
本人					筑波大学	国立	/		※自 宅 自 宅外	万円								
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)		※自 宅 自 宅外	万円								
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)		※自 宅 自 宅外	万円								
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)		※自 宅 自 宅外	万円								
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目		控除有無		/													
	障害者がある世帯		※有・無		続柄 ( ) 氏名 ( ) 手帳番号 ( )							万円						
	その他																	
本 人 の 状 況	家庭からの給付		月額 ( 千円 )				認 定											
	アルバイト		月額 ( 千円 ) 内容 ( _____ )									総収入金額	①	万円				
	奨学金	受給中	月額 ( 千円 ) 団体名 ( _____ )				必要経費	②	万円									
		申請中	月額 ( 千円 ) 団体名 ( _____ )				特別控除額	③	万円									
	その他の収入		月額 ( 千円 ) 内容 ( _____ )				総所得金額	④=①-②-③	万円									
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数	人							
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤	万円							
	修得単位数または科目数								家計充足率	⑥=④÷⑤×100								

(注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。  
 2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。  
 (父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。  
 3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。  
 (父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)  
 4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。  
 5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあつては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあつては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。